

災害時の応急対策活動協力に関する協定書



高 知 市
一般社団法人高知県建設業協会
高知地区建設業協会
高知県建設業協会高知支部



災害時の応急対策活動協力に関する協定書

高知市（以下「甲」という。）と一般社団法人高知県建設業協会（以下「乙」という。）並びに高知地区建設業協会及び高知県建設業協会高知支部（以下両団体を「丙」という。）とは、災害時における応急対策活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、地震、津波、台風その他による災害が高知市内において発生した場合に、乙丙及び乙丙の会員の協力を得て応急対策活動を行うことにより、速やかな災害復旧を図ることを目的とする。

2 乙丙は、この協定の締結及びこの協定に定める事項の実施に関し、乙丙の会員を代表するものとする。

（応急対策活動）

第2条 この協定に基づく応急対策活動は、甲が設置する高知市災害対策本部の要請に基づくものであって、次に掲げるとおりとする。

- 1) 道路施設災害及び崖崩れ等の応急復旧並びに災害廃棄物の撤去及び搬送
- 2) 前号の応急対策活動に付随して発生する資機材及び物資の輸送

（要請）

第3条 甲は、乙丙の会員による応急対策活動が必要と認めるときは、応急対策活動の内容、実施場所その他必要な事項を記載した書面により、乙丙に対し、応急対策活動の実施を要請するものとする。ただし、書面によるいとまのない場合は、この限りでない。

2 乙丙及び乙丙の会員は、前項の要請を受けたときは、これに協力するものとする。

（応急対策活動経費）

第4条 乙丙の会員の応急対策活動に要する経費（以下「応急対策活動経費」という。）は、甲の負担とする。

2 応急対策活動経費の額は、当該応急対策活動の内容に応じ、甲の積算基準に従い算出した額を基準に、甲及び乙丙が協議して定めるものとする。

3 乙丙又は乙丙の会員は、前項の定めによる応急対策活動経費を所定の請求書により、甲に請求するものとする。

（第三者等に対する損害）

第5条 乙丙の会員が、応急対策活動の実施に伴い、甲又は第三者に損害を与えたときは、その責めに帰すべき事由によるものを除き、甲並びに乙丙及び乙丙の会員が協議してその賠償をするものとする。

（連絡体制の確立）

第6条 乙丙は、災害時において甲の要請に即応するため、乙丙の会員に対する連絡体制の確立を図るものとする。

（情報交換等）

第7条 甲及び乙丙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、相互に情報の交換を行

うとともに、必要な連絡及び調整を行うものとする。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙丙に対し、乙丙の会員の保有する建設機械、車両等の数量及び災害時の連絡体制等について報告を求めることができる。

（訓練等への参加）

第8条 甲は、その実施する防災訓練等について、乙丙及び乙丙の会員の参加を要請することができる。

2 乙丙及び乙丙の会員は、前項の要請があったときは、これに協力するよう努めるものとする。

（連絡責任者等）

第9条 この協定に定める事項の実施の確実を期するため、甲及び乙丙に連絡責任者を置く。ただし、非常時における連絡体制については、甲及び乙丙は、あらかじめ連絡体制表を作成し、当該連絡体制表によりこの協定に定める事項に関する連絡及び調整等を行うものとする。

2 前項本文の連絡責任者は、甲においては総務部契約課長、乙丙においては丙の事務局長とする。

3 甲及び乙丙は、第1項ただし書の連絡体制表を作成したときは、相手方に通知しなければならない。当該連絡体制表を変更した場合も同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲乙丙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 30 年 11 月 29 日

甲 高知市

代表者 高知市長 岡崎 誠也



乙 高知市本町四丁目2番15号

一般社団法人 高知県建設業協会
会長 吉村 文次



丙 高知市本町四丁目2番15号

高知地区建設業協会
会長 尾崎 盛裕



高知市本町四丁目2番15号

高知県建設業協会 高知支部
支部長 尾崎 盛裕

